第五条の三第十四項から第十六項までを削り、同条第十七項中「及び当該適用年」を「（同号に規定する売上金額をいう。以下この項及び次項において同じ。）及び当該適用年」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十八項を同条第十五項とし、同条第十九項中「第十三項第二号、第十四項第二号、第十五項第二号、第十七項」を「第十二項第二号、第十四項」に改め、同項を同条第十六項とする。

第五条の五第十項を同条第十一項とし、同条第四項から第九項までを一項ずつ繰り下げ、同条第三項第二号中「令和五年」を「令和七年」に、「同項第二号」を「同項第三号」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「第十条の三第一項第四号」を「第十条の三第一項第五号」に改め、「事業」の下に「とし、法第十条の三第一項第五号に規定する政令で定める船舶は、総トン数が五百トン以上の船舶とし、同号に規定する政令で定めるものは、その船舶に用いられた指定装置等（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通大臣が指定する装置（機器及び構造を含む。第十二項において同じ。）をいう。）の内容その他の財務省令で定める事項を国土交通大臣に届け出たものであることにつき財務省令で定めるところにより明らかにされた船舶」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項中「第十条の三第一項第二号」を「第十条の三第一項第三号」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

法第十条の三第一項第一号に規定する政令で定める要件は、次に掲げる要件のいずれにも該当することとする。

一　その管理のおおむね全部を他の者に委託するものであること。

二　要する人件費が少額なサービス業として財務省令で定める事業（法第十条の三第一項に規定する中小事業者の主要な事業であるものを除く。）の用に供するものであること。

第五条の五に次の二項を加える。

12　国土交通大臣は、第三項の規定により装置を指定したときは、これを告示する。

13　第一項第二号に規定する主要な事業に該当するかどうかの判定その他同項の規定の適用に関し必要な事項は、財務省令で定める。

第五条の六の三第一項を削り、同条第二項中「第五条の五第一項」を「第五条の五第二項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とし、同条第四項から第六項までを一項ずつ繰り上げる。

第五条の七第二項中「第十条の五の六第十三項」を「第十条の五の六第十四項」に改める。

第五条の八第一項中「次項及び第三項」を「次項第一号及び第四項」に、「次項及び第五項」を「次項第二号及び第五項」に、「第四項」を「第三項」に改め、同条第二項を次のように改める。

2　法第十一条第一項に規定する特定海上運送業の経営の合理化及び環境への負荷の低減に資するものとして政令で定める船舶は、次に掲げる船舶に該当する鋼船（船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第二十条の規定に該当するものを除く。）のうち国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

一　海洋運輸業の用に供される船舶（船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五十五年法律第四十号）第四条第一項に規定する国際総トン数が一万トン以上のものに限るものとし、匿名組合契約（当事者の一方が相手方の事業のために出資をし、相手方がその事業から生ずる利益を分配することを約する契約を含む。）又は外国におけるこれに類する契約（次号において「匿名組合契約等」という。）の目的である船舶貸渡業の用に供されるもの（その船舶貸渡業を営む個人の法第十一条第一項第一号イに規定する認定先進船舶導入等計画に記載された海上運送法第三十九条の十第一項に規定する先進船舶に該当するものを除く。）で、その貸付けを受けた者の海洋運輸業の用に供されるものを除く。）

二　沿海運輸業の用に供される船舶（総トン数が五百トン以上のものに限るものとし、匿名組合契約等の目的である船舶貸渡業の用に供されるもので、その貸付けを受けた者の沿海運輸業の用に供されるものを除く。）

第五条の八第四項を削り、同条第三項中「第十一条第一項第一号」を「第十一条第一項第一号イ」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　法第十一条第一項に規定する政令で定める個人は、船舶貸渡業を営む個人とする。

第五条の八第五項中「第十一条第一項第三号」を「第十一条第一項第四号」に改め、同条第六項中「、第三項又は前項」を「又は前二項」に改める。

第六条の三第十四項第二号中「令和五年三月三十一日」を「令和七年三月三十一日」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　法第十二条第四項の表の第三号の上欄に掲げる地区において同号の中欄に掲げる事業の用に供する同号の下欄に掲げる設備の取得等をする場合　当該地区に係る離島振興法（昭和二十八年法律第七十二号）第四条第一項の離島振興計画（同条第二項第三号に掲げる事項並びに当該地区に係る同項第五号及び第十二号並びに同条第四項各号に掲げる事項が記載されたものに限る。）のうち当該離島振興計画につき当該離島振興計画を定めた都道府県が同条第十四項の規定による通知（当該離島振興計画が同条第十五項において準用する同条第十一項の規定により同項の主務大臣に提出があつたものである場合には、同条第十五項において準用する同条第十四項の規定による通知）を受けたもの（以下この条において「特定離島振興計画」という。）に記載された同法第四条第二項第三号に掲げる計画期間の初日又は当該特定離島振興計画に係るこれらの通知を受けた日のいずれか遅い日から令和七年三月三十一日までの期間（当該計画期間の末日が同月三十一日前である場合には当該いずれか遅い日から当該計画期間の末日までの期間とし、同月三十一日前に同表の第三号の上欄に規定する離島振興対策実施地域に該当しないこととなつた地区については当該いずれか遅い日からその該当しないこととなつた日までの期間とする。）

第六条の三第十四項第四号中「令和五年三月三十一日」を「令和六年三月三十一日」に改め、同条第十五項中「産業投資促進計画を定め、作成し、又は策定した」を「地区内の」に改め、同項第三号を次のように改める。

三　法第十二条第四項の表の第三号の上欄に掲げる地区　当該地区内の都道府県が定める特定離島振興計画

第六条の三第二十二項を次のように改める。

22　法第十二条第四項の表の第三号の上欄に規定する政令で定める地区は、特定離島振興計画に記載された離島振興法第四条第四項第一号に掲げる区域内の地区とする。

第六条の三第二十三項中「第十五項に規定する産業投資促進計画に記載された」を「特定離島振興計画に振興すべき業種として定められた」に改め、同条第二十七項を削る。

第七条第二項第一号中「以下この号及び」及び「当該事業区域が法第十四条第二項第一号に掲げる地域内にある場合には、五万平方メートル以上」を削る。

第十条第一号を削り、同条第二号中「附則第六十三条第五項又は第七項」を「附則第六十三条第七項」に改め、「第十四条又は」を削り、同号を同条第一号とし、同条第三号を同条第二号とし、同条第四号から第六号までを一号ずつ繰り上げる。

第十四条第一項中「第十一条第五項」を「第十一条第六項」に改める。

第十六条の三第五項を同条第六項とし、同条第二項から第四項までを一項ずつ繰り下げ、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第二十四条の三第一項に規定する政令で定める規模のものは、機械及び装置並びに器具及び備品にあつては一台又は一基（通常一組又は一式をもつて取引の単位とされるものにあつては、一組又は一式）の取得価額（所得税法施行令第百二十六条第一項各号の規定により計算した取得価額をいう。以下この項において同じ。）が三十万円以上のものとし、建物及びその附属設備にあつては一の建物及びその附属設備の取得価額の合計額が三十万円以上のものとし、構築物にあつては一の構築物の取得価額が三十万円以上のものとし、ソフトウエアにあつては一のソフトウエアの取得価額が三十万円以上のものとする。